



選挙の「めいすい」くんは、明るい選挙のイメージキャラクターです。

※「めいすい」 = 明るい選挙の推進 の意味

AFTER NOTES

この本は、2016年夏執行予定の参議院議員通常選挙から「18歳選挙権」が適用されることを見据え、山梨学院大学江藤ゼミナール(市民教育班)の全面的な協力を得て、新たな有権者となる高校3年生向けに作成したものです。

この本を、高等学校をはじめ、教育委員会、各市町村選挙管理委員会などでご活用いただき、地域や学校、そして家庭における「主権者教育」にお役立ていただければ幸いです。

最後に、御多忙中にも関わらず御執筆いただきました国際医療福祉大学の川上和久教授、CreateFuture山梨の齋藤浩平様ほか、御協力くださいました山梨学院大学の江藤俊昭教授、県立甲府昭和高等学校、県立日川高等学校及び山梨学院大学附属高等学校の皆様へ深く感謝を申し上げます。

みらい わたし 編集委員会

山梨県選挙管理委員会

山梨県明るい選挙推進協議会

山梨学院大学江藤ゼミナール
市民教育班

岡 勇太
原 朋美
石津 大弘
大野 育奈
小椋 寛貴
手塚 美涼
保坂 実範
堀井 綾夏

デザイン・印刷・製本 / 株式会社 少國民社

高校生のための Election guide book for high school students 選挙ガイドブック



みらい わたし

私たちの思いを、未来の山梨に。



山梨の
高校生に
聞きたい！

あなたの
思いを描く

理想の山梨は？



More Attractions



Re-use of closed school



Coexistence of nature and city



Linear Shinkansen



Improve the declining birthrate

この思いを、どうやって伝えればいいの？

このように、たくさんの思いが寄せられました。
でも、こうした思いをどうすれば実現できるのか、
考えたことはありますか？

この本では、新しく有権者となる高校生の皆さんと一緒に考えていきます。
みんなでもっともっと、素敵な山梨を作るために。



Airport and the Shinkansen



Live 100 years!



Increase the wide park



Increase the number of train



Fashionable shops

皆さんが暮らしたい「山梨」を実現するために

1 社会は人々の集まりだ

社会は、とてつもなく大きなように見えて、実は一人一人の集合体です。

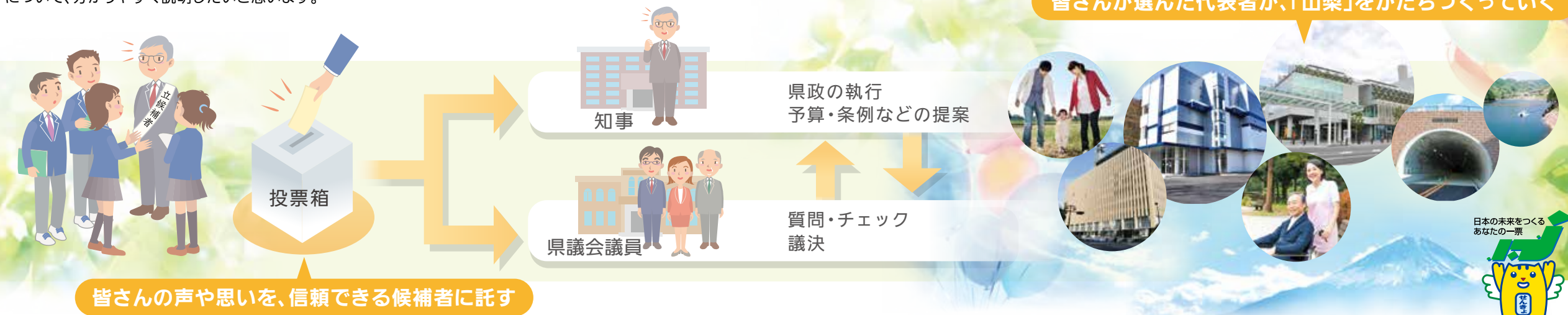
皆さんの住む山梨も、約84万の人々が集まる「県」という集合体です。「山梨県」の中に27の「市町村」がありますし、「山梨県」自体も、日本という「国」の一部です。

国も県も、そして市町村も、たくさんの人々の集まりですから、そこに住む人々が守るべきルールが必要です。

また、前のページで高校生の皆さんが掲げてくれたように、地域に対する「願い」や「思い」は一人一人異なるものです。そこで、こうしたたくさんの方々の願いを叶えるために、皆さんから集めた大切な税金をどのように使うのかを決める、しっかりとした仕組みが必要ですね。

皆さんは、こうした「ルール」や「お金の使い方」がどのように決まるのか知っていますか？

この本では、皆さんの地元・山梨(特に「県」)にテーマを置いて、「山梨の未来づくり」に必要なことについて、分かりやすく説明したいと思います。



皆さんの声や思いを、信頼できる候補者に託す

2 首長と議員

あなたの街をもっと住みやすくするために仕事をしている人は、大きく分けて2ついます。

ひとつ目は、「首長」や「議員」と呼ばれる「政治家」。そしてもうひとつは、「公務員」と呼ばれる、県や市町村などに務める職員です。

こうした人たちが仕事をするには、住民の声を聴き、それを活かしていく仕組みが必要ですね。

その仕組みこそが、こんど皆さんも投票する権利が与えられることになった「選挙」です。

「政治家」は、住民の意見を聴きながら、実現したい政策を選挙で提案(立候補)します。そして住民は、自分の考えを実現してくれそうな候補者を選びます。当選した候補者は、こんどは「首長」や「議員」として、地域のために仕事をします。つまり、政治家は地域の代表者であり、リーダーのような存在です。

山梨県には、「知事(1人)」と、各地域から選出される「県議会議員(38人)」がいます。

知事は、「公務員(県職員)」を率い、条例(ルール)案・予算(お金の使い方)案をつくって議会に提出し、議決された条例・予算に基づいて仕事をします。一方、県議会議員は、知事や県職員の仕事をチェックし、県議会においては、知事の提案する政策について質問し、議決を行います。

このように両者がそれぞれの役割を果たすことで、「①山梨県のルール」と「②お金の使い方」が決められ、山梨がかたちづくられていくのです。

3 政治家を選ぶことは、地域の未来を決めること

県(県庁)や県議会。あまりなじみのない人も多いかもしれませんが、実は、皆さんにとって、身近な存在です。例えば、「県立高校」。県の条例でその位置などが決められ、県民の税金により運営されているのをご存知でしたか？

このほかにも、道路や福祉施設などの整備、県民の働く場の創出、小瀬スポーツ公園のような施設の運営、地域の治安を守る警察の運営、富士山やハケ岳といった観光地のPRなど、とても幅広い仕事をしています。

こうしたことに投じられる予算は、実に4,663億円(2016年度4月時点)。これだけ多くの仕事を行う県が、皆さんの「願い」や「思い」を叶えてくれるよう、しっかりと政治家を選ぶ必要がありますね。

皆さんが投票に行き、「政治家を選ぶ」ことは、「山梨の未来を決める」ということそのものなのです。

皆さんが選んだ代表者が、「山梨」をかたちづかっていく

県政の執行
予算・条例などの提案

知事

質問・チェック
議決

県議会議員

日本の未来をつくる
あなたの一歩



選挙のめいすいくん

4 時には「努力」が必要

皆さんの将来の夢は、何ですか？

プロスポーツ選手、医者、保育士、エンジニア… あるいは、「好きな人と幸せな家庭を築きたい」。そんな人もいるかもしれません。大きな夢に小さな夢、色々なものがあると思います。

多くの場合、黙って待っているだけでは、夢は叶いません。プロスポーツ選手になるためにはたくさんの練習が必要ですし、医者になるためにもたくさんの知識が必要でしょう。「夢を叶えること」は、時に「努力」が求められるものです。

皆さんの住む山梨の未来や社会のあり方も同じです。皆さんには、たくさんの夢を描いてもらいたい。また、それと同時に、今どのようなことが地域の課題になっているのかを知る努力をしてもらいたいのです。

皆さんが山梨のことを「知ろうとする努力」が、「暮らしやすい山梨」を実現するためのカギとなるのです。

現在では、世の中のことを知るための情報が、新聞やテレビ、インターネットなどを通じて簡単に手に入ります。ぜひ、こうしたツールを活用して知識を豊かにし、自分なりの考えを深めるきっかけにしてください。

日々の準備が大事！ 情報の収集

選挙は、山梨の未来を
創る(つくる)ための手段です。

選挙という「本番」で一票をきちんと行使し代表者を選ぶためには、日々の情報収集が大切です。自分たちの住んでいる山梨という地域は、今どのような状況なのか。どんな課題があって、より良くするためには、どうすれば良いのか。身近なところに、そうしたことを知るための手がかりがあります。ここでは、情報収集に役立ついくつかのツールを紹介します。

1 県内の政治・経済の動きについて知る

皆さんにもなじみ深い、テレビや新聞。といっても、きちんと見たり、読んだりした経験はありますか？ 地元紙やローカル番組などでは、県内の政治・経済の動きについて、分かりやすく紹介しています。県や各市町村は、政策の情報をまとめた情報誌を作成しており、各家庭などに配布しています。

■ 新聞(地元紙・全国紙)



2016年2月12日/1面 ©山梨日日新聞社

県内のニュースを毎日発信している、山梨日日新聞(山梨に本社がある「地元紙」)の例です。東京などに本社がある「全国紙」でも、「地方版」のページで山梨の情報を掲載しています。新聞には「論説」「社説」と呼ばれる自社の主張をしているページがあるのも特徴で、各紙を比較しながら読んでみるのも良いでしょう。

■ 県広報誌「ふれあい」



県民の皆さんに県政の重要施策や事業をわかりやすく紹介するため、広報誌「ふれあい」特集号を、年に4回(4月、7月、10月、1月)発行しています。県の施策や事業を特集記事として紹介するほか、山梨にゆかりのある人物や山梨で活躍する若手などを紹介しています。

■ テレビ番組(地元ニュース)

放送局	放映	番組名
NHK	月~金 18:10~	まるごと山梨
YBS	月~金 18:15~	ワイドニュース
UTY	月~金 18:15~	ニュースの星

※ いずれも2016年6月現在

県内のできごとを毎日ニュースとして放映している情報番組です。映像を通してよりニュースをリアルに感じることができます。



2 議員や政党の動きについて知る

皆さんにとって遠い存在かもしれない議員(県議会議員、市町村議会議員、国会議員など)や政党。議員は首長の仕事をチェックしたり、地域の人々の声を政治に反映させるという仕事を、政党は世の中の多様な意見や考え方を集約し、一致した政策について組織として推進する役割を、それぞれ負っています。

■ やまなし県議会だより(冊子、HP)



県議会で山梨の課題や未来についてどのような議論がされているのかわかります。新聞折り込みで各世帯に配布されるほか、県内各高校の図書館などにも置かれています。年4回発行されます。※議会は誰でも傍聴することができます。

■ マニフェストスイッチ(HP)

<http://www.manifestojapan.com/>



全国の政党や政治家が掲げるマニフェストについて、有権者目線で比較しやすく、分かりやすく、見やすい形で内容を公開しています。

■ Yahoo!みんなの政治(HP)

<http://seiji.yahoo.co.jp/>



若者の政治・選挙への参加促進を目指すサイトです。高校生参加型の企画「社会課題アイデアソン」やTwitterを通して政治家や候補者に質問できる「ASK NIPPON」など若者目線のたくさんの企画を届けています。

こんなことをチェックしよう!

例えば、あなたの住む地域の生活が不便であり、あなたは、バス路線網の充実が必要と考えていたとします。

ある選挙において、交通網の整備を行うべきと訴える候補者がいたとしましょう。

一見、この候補者に一票を投じれば、あなたの思いは叶えられる…はずですよ。

しかし、この候補者が最も訴えていたことが実は「道路整備」だったらどうでしょうか？

そんな場合、あなたが最も望んでいたバス路線網の充実が後回しにされてしまうかも知れません。

正しく情報を収集するという事は、間違っただ選択をしないためにとても大切なことなのです。



3 候補者について知る

地域のこと、国のこと、社会のこと。色々な情報を収集したら、いよいよ、「選挙」の本番です。あなたの思いを託す代表者を決める時がやってきました。ここでは、現状の課題を解決し社会をより良くするために候補者が示している政策(公約)についての「情報収集」の方法を紹介します。

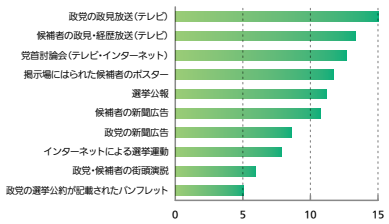
「告示日(衆議院議員総選挙と参議院議員通常選挙では「公示日」といいます。)」といて、投票日の数日前の日をスタートとして、投票日の前日まで、候補者や政党による選挙運動が行われます。候補者は有権者に自分の名前を売り込んだり、政党は自らの実現したい政策をアピールします。候補者や政党の政策を知りたい場合、どのようにすれば良いのでしょうか？

実は、「公職選挙法」という法律で定められた、選挙時ならではの情報収集のやり方があるのです。例えば、当選したらどんなことをいつまでに実現させるかを説明したパンフレット(マニフェスト)。候補者の考えなどを直接テレビで見られる政見放送。その他にも選挙運動用自動車、ビラ、ホームページ、ポスター、街頭演説など、数多くのものがあります。



ちなみに

■ 選挙情報の有用度(20歳~30歳代)



テレビによる政見放送・経歴放送、党首討論会等が役に立っている様です。若年層の人たちは、インターネットによる選挙運動も大きく伸びています。

■ 告示日(公示日)とは？

告示日(公示日)は、投票日を広く知らせ、候補者が確定し、選挙運動ができるようになる日です。選挙ごとに告示(公示)から投票日までの期間が次のとおり決められています。

選挙	告示(公示)から投票日
衆議院議員	少なくとも12日前
参議院議員	17日前
知事	17日前
県議会議員	9日前
市長・市議会議員	7日前
町村长・町村議会議員	5日前

Q&A

選挙運動の期間や方法が法律で決まっているのはなぜ？

選挙運動の期間や方法をあらかじめルールで決めておかないと、お金にモノを言わせて選挙運動を行う候補者や、たくさんの人を動員することができる組織力を持った候補者が有利になってしまうからです。スポーツにルールがあるように、選挙にもこうした守らなければならないルールがあるのです。



東京都明るい選挙推進協議会委員
国際医療福祉大学
川上 和久 教授

投票の際には、さまざまな政治の情報に触れ、判断基準にするが、「3つの落とし穴」に陥らないことが大事だ。

第一の落とし穴は、「無関心・無力感の落とし穴」。政治に関心を持たずに、自分がなにかしても世の中は変わらない、と思ってしまうと、まずは判断するための情報入手しようと思わない。無関心・無力感の人たちが増えると、投票率が下がって、投票に行った一部の人の意思で物事が決まってしまう。

第二の落とし穴は、「情報操作の落とし穴」。アメリカの小学校では、主権者教育で、こんなやりとりが行われる。先生が以下の3つについて、賛成か反対かと子供たちに質問する。「アイスクリーム」「宿題」「休み時間」だ。小学生は、「アイスクリーム」や「休み時間」には賛成するが「宿題」に反対する。ところが、先生から3つの言葉の続きを告げられる。「アイスクリームは入りにく入りのアイスクリームです」「週末の宿題はなくします」「休み時間は腹筋を訓練する時間になります」。こうなると、まるで正反対の結論になる。これを「投票の罠」といいます。と先生が生徒に教える。情報を確認せずに、安易に判断してしまうと、間違った判断基準で投票してしまう、ということだ。

情報を正確に読み解く能力のことを「リテラシー」というが、現代社会では、テレビ、新聞だけでなく、ネット情報も含めて多様な情報が入り込

きる。そんな中で、ぱっと一つの見方だけに触れて「そんなものかな」と判断してしまわないように、できるだけ多くの見方に触れることが大事だ。自分の意見が正しい、ということに説得力を持たせるために、都合がいい事実を強調し、都合が悪い事実を隠すという情報操作(カード・スタッキング、トランプのいかさまの意)が行われていることもある。

特に、意見が分かれている問題を考える際には、できるだけ多く見方に触れよう。新聞だけでなく、異なる意見の新聞も読み比べたりするのも大事だ。

第三の落とし穴は、「センセーショナルリズムの落とし穴」。センセーショナルリズムとは、情緒的な言葉で相手を煽り立てることを言う。政治の世界では、「あいつはけしからん」と言い立て、根拠もないのに政敵に「悪」のレッテル貼りをするセンセーショナルリズムが横行する。

善悪・二元論は分かりやすく、腑に落ちるために、ときとして投票行動に大きな影響を及ぼす。「センセーショナルリズムの落とし穴」に陥らないよう、自分の将来にとって必要なことは何なのかを見極め、センセーショナルリズムに流されずに判断するリテラシーを身に付けてもらいたい。

政治には、「これが○○%の正解だ」という答えはないし、だからこそその中から、自分自身が納得する答えを見つけていく面白さもある。他人とは違う判断基準があっても当たり前。自分が「この政策が大事だ」と思っても、他の人にとってはそうでないのが当たり前だ。そんな多様性がある中で、政治参加する中でみんなの答えを紡ぎ合わせていくのが民主主義。

ぜひ、選挙の際には積極的にさまざまな情報に触れ、社会の将来のためにどんな政策が重要なのかのこだわりを持って見極め、自分自身の判断に自信を持って投票しよう。

意見を交わし、より良い社会をみんなで考える

私は、山梨大学大学院生の齋藤浩平です。2013年に学生団体「CreateFuture山梨」をつくり、その代表を務めています。私がCreateFuture山梨をつくったきっかけは、東日本大震災でした。被災地へ向かい、目の前に横たわる数多くの問題を見て、若い世代がもっと社会に関心を持つことが大切だと感じたのです。CreateFuture山梨では「みんなで話せば社会は楽しい」をコンセプトに、社会についてみんなで気軽に話す場を作る活動をしています。



左：山梨大学大学院2年生(CreateFuture山梨代表)齋藤浩平さん
右：「昼飯NEWSトーク」中の風景

活動の一つとして、大学の学食などで昼休みに新聞を持ち寄り、その日気になった記事についてトークをしています(「昼飯NEWSトーク」と銘打って、みんなでワイワイ楽しく話しています)。「新聞を読む」だけでも、その中でいつもハッと気付かされるのが、新聞によって論調が異なるということです。社会には、実にたくさんの意見が、たくさんの立場があるのです。また、こうした活動を通じて、私は、選挙に行くだけで終わりではなく、より良い社会についてみんなで話す機会こそ大切だと考えるようになりました。ぜひ、皆さんも、選挙の際には投票に行くだけでなく、みんなの理想とする社会や地域についても話してみたいと思います。いろいろな人がいて、いろいろな人と意見を交わし、より良い社会をみんなで考える。そうしたことが、大切だと思います。

投票日がやってきた！ 投票に行こう

いよいよ投票日当日を迎えました。常日頃から、あるいは「選挙」の際の「情報収集」によって、代表者としてふさわしいと思う候補者を決めました。その候補者にあなたの思いを伝える架け橋が「投票」です。ここでは、実際の「投票」のしくみや流れについて紹介します。

投票所入場券

告示(公示)の日以降・投票日の少し前に、自宅に「投票所入場券」が送られてきます。



投票所入場券

投票できる場所は？

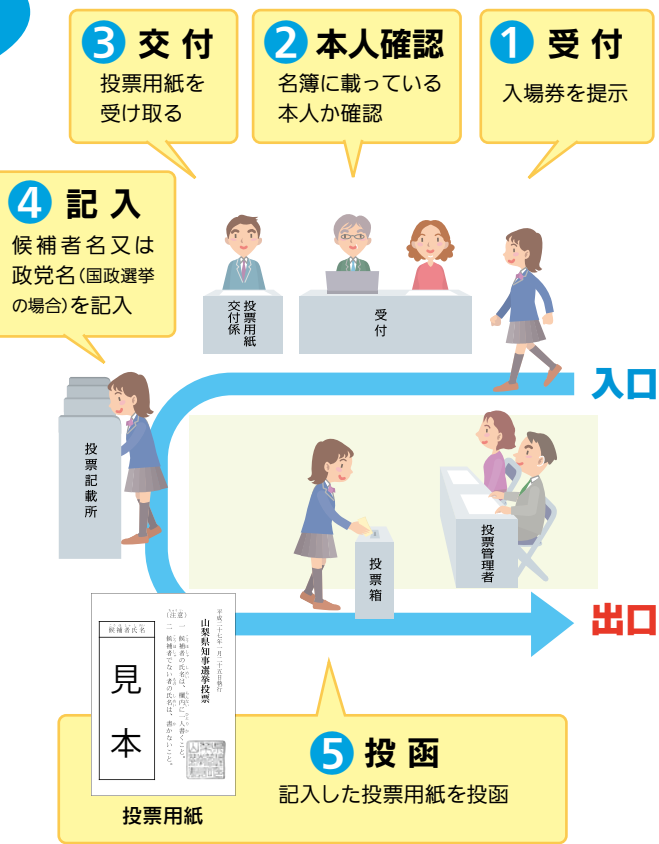
市町村では、有権者が住んでいる地域ごとに「投票区」が定められています。投票日当日では、原則として、自分が属する投票区の投票所で投票します。投票所は、主に市町村役場、地域の公民館、小中学校等に設けられます。「投票所入場券」に、投票場所が明記されています。



※ 2015年の山梨県知事選挙では、県内全体で535の投票所が設けられました。

持ち物は？

投票所入場券を持って行きましょう。※投票所入場券を無くした場合や、まだ送られてきていない場合は、運転免許証、マイナンバーカード等の公的な身分証明書により本人確認ができれば投票できます。



投票は何時から何時まで？

原則として午前7時～午後8時の間に投票できます。※投票所によっては、時間が異なる場合があります。



投票にかかる時間は？

受付から投函まで、数分程度です。

ちなみに

「候補者名」だけでない！
投票用紙に記入すること！

投票用紙というと、つい「候補者名」を書くものだ…とイメージしがちです。しかし実は、国政選挙では、投票用紙に候補者名でなく政党の名前を書かなければならないものや、候補者名・政党名のどちらかを書く、というものもあるのです。投票用紙の記載台には、投票用紙に書くべき候補者名や政党名が掲示されていますので、よく見て、正しく投票するようにしましょう。



投票日に投票できない！

そんなときは…



あなたの代表者を決める大切な投票日。しかし部活動などの予定があって「投票」に行けそうもない。そんな時には、「期日前投票」や「不在者投票」の制度があります。社会や将来に対するあなたの思いを伝える大切な「投票」の機会、有効に活用しましょう。

期日前投票

- 投票日は予定があって投票に行けないという場合は、「期日前投票」ができます。
- 期日前投票とは、投票日に投票できない人のために、投票日の前にあらかじめ投票することができる制度です。
- 原則として、告示日(公示日)の翌日から投票日の前日まで行うことができます。

投票日当日と何が違う？

- **投票時間** 原則として午前8時30分から午後8時までです。
- **投票場所** 期日前投票所は、投票日当日の投票所とは別に定められます。
- **手続き** 所定の用紙に、投票日当日に投票に行けない理由を答えます。アンケート方式で簡単です。

ここが違います

不在者投票

- 仕事や旅行などで、選挙期間中、選挙人名簿登録地以外の市区町村に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で「不在者投票」をすることができます。
- 都道府県の選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院・老人ホームなどに入院等をしている人は、その施設内で「不在者投票」をすることができます。

Q&A 7月11日が満18歳の誕生日の人も投票できる！？ 参議院議員通常選挙の投票日が7月10日(日)の場合！

投票をするには、少なくとも満18歳以上である必要がありますが、これは「投票日において満18歳以上である」ということを意味します。法律(年齢計算ニ関スル法律等)上では、一般的に皆さんが「誕生日」と考えている日の前日(の24時)に歳をひとつとることとされています。このことから、7月11日が誕生日の方は、法律上、7月10日(の24時)に満18歳となるのです。つまり、仮に参議院議員通常選挙の投票日が7月10日(日)となった場合は、皆さんのうち、7月11日(月)までに満18歳の誕生日を迎える人が投票することができます。次に、投票日に(法律上)満18歳になっていないけど、投票日までに満18歳を迎える人が、投票日当日に都合が悪い場合はどうすれば良いのでしょうか？ こういった人は、期日前投票ではなく、「不在者投票」を行うことにより、投票することができます。

インターネットによる選挙運動とは できることと、できないこと

あなたが代表者としてふさわしい、と思った候補者。是非当選して、政策を実現して欲しいと思うもの。そのために、友達や仲間はその候補者への投票を呼び掛ける、そうした行為を選挙運動といいます。しかし、選挙運動ができる人や、その期間、方法等にはルールがあります。ここではそうしたルールについて紹介します。

インターネット選挙運動

- 2013年執行の参議院議員通常選挙から、インターネットを使った選挙運動ができるようになりました。
- 候補者や政党等は、電子メールやウェブサイト等を利用した選挙運動ができます。

ちなみに

選挙運動って？

- ・選挙運動とは、特定の選挙で特定の候補者の当選を目的として投票を得ようとする行為のことであり、18歳以上であれば原則として誰でも行うことができます。
- ・選挙運動を行うことができるのは、選挙の告示日(公示日)に立候補が受理された時から、原則として選挙期日(投票日)の前日までの間(選挙運動期間)となります。

有権者ができること・できないこと

できる

- ホームページ、ブログ、掲示板
- SNS (Twitter、Facebook、LINEなど)
- 動画共有サービス (YouTube、ニコニコ動画など)
- 動画中継サイト (Ustream、ニコニコ生放送など)



■ なぜできないの？

- ・密室性が高く、誹謗中傷や「なりすまし」に悪用されやすい。
- ・ウィルス等により有権者に過度の負担がかかるおそれがある。など

できない

- 電子メール(ショートメールを含む)を使った選挙運動

Q&A

もし、違反をしていることが分かったら、その人はどのような処分を受けるの？

選挙に関するルールを定めた「公職選挙法」。この法律には、買収罪をはじめとした様々なルール違反について懲役、禁固、罰金といった刑罰が定められています。また、18歳以上20歳未満の者が犯した選挙犯罪は、公職選挙法とは別の「少年法」により処分されることとなります。選挙犯罪の場合、家庭裁判所は、その罪質が選挙の公正の確保に及ぼす影響等を考慮し、刑事処分の対象とすることができるとされています。

18歳未満の方は選挙運動禁止!

18歳未満の方は、選挙運動を行うことはできません。例えば、18歳未満の方が次のようなことをすると、法律違反で罰せられるおそれがありますので、注意してください。



18歳以上・未満の人がそれぞれ	できること ○	できないこと ×	18歳以上	18歳未満
ウェブサイト等 (HP・ブログ、SNS・掲示板、動画共有サービス等)	○	×	○	×
電子メール (SMTP方式、電話番号方式)	×	×	×	×

「リツイート」はできる？

Twitterで候補者などの選挙運動メッセージを「リツイート」することは、一般的には選挙運動に当たります。選挙権を有する人は選挙運動ができるので、選挙期間中はこのような「リツイート」をすることができます。

掲示板への書き込みはできる？

掲示板へ書き込んで選挙運動を行うことは可能ですが、その場合、書き込み1つ1つに電子メールアドレスなどの連絡先情報を表示する必要があります。なお、TwitterやFacebookなどの場合は、ユーザー名に連絡できることから、投稿に連絡先情報を記載する必要はありません。

紙に印刷して配ることはできる？

ウェブサイト上に掲載され、又は選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラやポスターを、紙に印刷して証紙を貼らずに配る行為は、候補者、政党、有権者いずれについても禁止されています。

Q&A

「ネット選挙」はどのようなもの？

「ネット選挙」が導入されたことにより、投票所に行かなくても、インターネット上で投票ができる様になりました。…という誤解をよくされますが、これは誤りです。ネット選挙は、正しくは「インターネット選挙運動」といい、これによりインターネットを使った「選挙運動」ができるようになったのであって、「投票」ができる様になったわけではないのです。

ちなみに

インターネットで投票ができる様になれば選挙は確かに便利になりますが、現実には本人確認が難しいなどの課題があり、未だ実現していません。

知ってましたか？ 選挙に関する色々なこと

■ 選挙の種類 それぞれが違う役割を果たします

なぜこんなに選挙の種類があるのでしょうか？

それは、それぞれの代表者の役割が異なるからです。

大別すると、市町村、都道府県、国、それぞれにみなさんの代表者がいます。

市町村は、住民に最も身近なことを。都道府県は、一つの市町村ではできない広域的なことを。

国は、日本全体のことを。代表者が果たすべき役割はそれぞれ違うはずですね。

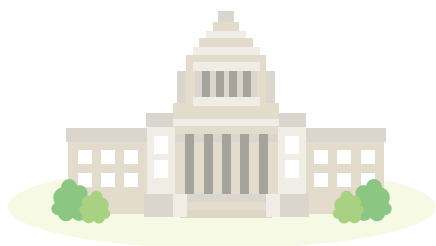
身近な例で言うと、家庭、学校、社会。それぞれ、あなたが属していることに間違いはないけど、

それぞれの代表者が果たすべき役割は、違いますよね。それと同じなのです。

■ 国政選挙

国の代表者である国会議員。

国会は、衆議院と参議院があります。



衆議院		参議院	
475人	定数	242人	
4年 <small>※解散すると失職</small>	任期	6年 <small>※3年ごとに半数改選</small>	
18歳以上	選挙権	18歳以上	
全国を295区とした 小選挙区制 全国を11区とした 比例代表制	制度	各都道府県又は2県を1区とした 選挙区制 全国を1区とした 比例代表制	
あり	解散	なし	
2018.12.13 <small>※解散があった場合は…</small>	任期満了日	① 2016.7.25 ② 2019.7.28	

二院制のヒミツ

皆さんの学校には、生徒会がふたつありますか？ …ありませんよね。

そんなバカな!と思うかも知れませんが、学校に例えるなら、国会は2つの生徒会があるような制度(二院制といいます。)をとっています。

衆議院と参議院で同じ問題を審議することで、1つの院がかたよった結論を出さないようにしたり、行き過ぎを抑えたり、不足する部分を付け足したりと、慎重な審議をすることができます。

話し合う機会が多くなることで、より国民の意見を取り入れることができるようになるのです。

投票は1回では終わらない？

「一人一票」の原則がありますが、各種の選挙で投票する機会が1回しか無い、というわけではありません。例えば、市町村長選挙と市町村議会議員選挙が同時に行われる場合は、2つの選挙が行われていますので、2回投票することになります。

参議院議員通常選挙では、選挙区選挙と、比例代表選挙の2回、投票することとなります。

また、衆議院議員総選挙では、小選挙区の選挙と比例代表選挙があり、これらに加え、最高裁判所裁判官の国民審査も併せて行われます。つまり、3回投票することになるのです。

仮に両選挙がダブルで行われた場合は、なんと5回も!

■ 山梨県内の代表者の任期満了日

任期満了による選挙は、原則として、任期満了日前30日以内に行われます。

あなたの住むまちの選挙の予定を確認してみましょう!

	市名	長	議員		町村名	長	議員
1	甲府市	2019. 2. 1	2019. 4.30	14	市川三郷町	2017.11.12	2018. 9.30
2	富士吉田市	2019. 4.26	2019. 4.30	15	早川町	2016.11.15	2017. 9.29
3	都留市	2017.12. 7	2019. 4.29	16	身延町	2016.10.23	2017.10.31
4	山梨市	2018. 2.13	2017. 4.30	17	南部町	2019. 4.25	2016.10.31
5	大月市	2019. 8. 5	2019. 7.26	18	富士川町	2018. 4.24	2018. 4.24
6	韮崎市	2018.11.27	2019.10. 9	19	昭和町	2019. 2.27	2019. 4.29
7	南アルプス市	2019. 4.26	2016.11.27	20	道志村	2017. 7.30	2020. 5.12
8	北杜市	2016.11.27	2016.11.27	21	西桂町	2016.11.24	2016.11.24
9	甲斐市	2016.10. 2	2018. 4.30	22	忍野村	2019. 8.28	2019. 4.29
10	笛吹市	2016.11.13	2016.11.13	23	山中湖村	2016.12.26	2019. 4.29
11	上野原市	2017.03.19	2019. 2.12	24	鳴沢村	2020. 2.19	2019. 4.29
12	甲州市	2017.11.26	2017.11.26	25	富士河口湖町	2019.12. 6	2017.10.15
13	中央市	2018. 4. 8	2019. 2.19	26	小菅村	2020. 6.12	2019. 4.25
	山梨県	2019. 2.16	2019. 4.29	27	丹波山村	2017. 5. 9	2019. 4.30

山梨県知事・山梨県議会議員、市町村長・市町村議会議員の任期は、4年と決められています。

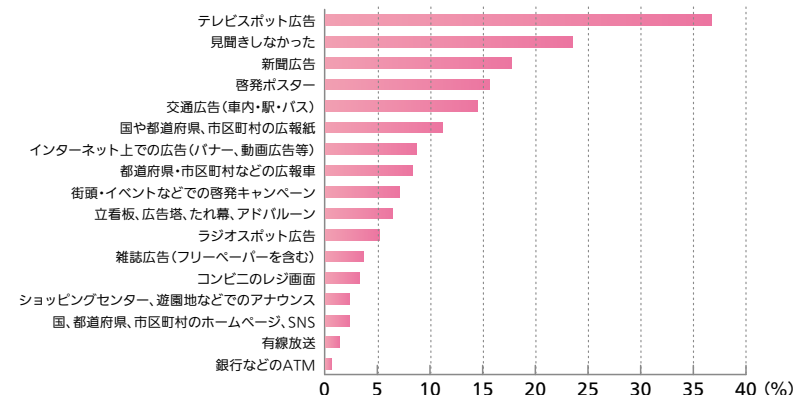
議員が任期の途中で辞職した場合などは、一定の条件を満たすと、補欠選挙が行われます。

ちなみに

何で選挙があることを知りましたか？(20代~30代)

○どの選挙であっても、明るい選挙を推進する民間団体や国、都道府県、市区町村などは、さまざまな方法で「投票に参加しましょう」という呼びかけを行っています。

○20代~30代の人たちは、主にテレビスポットCMなどで選挙があることを知ったようです。

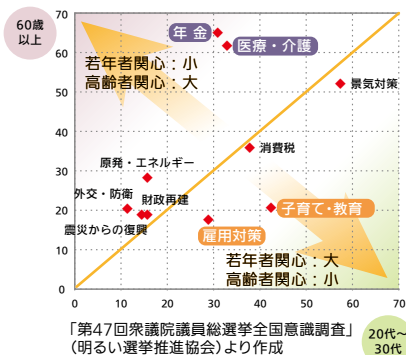


■ あなたの持つ一票の意味は…

皆さんは、「選挙」にどんなイメージがありますか？

「投票所に行って、国や地域の代表者を決める」というのが、一番簡単な答えかも知れません。あなたの投じた一票が、「自分」と「この国」の未来を変えると聞いても、あまりピンとこないでしょうか。たった1票が、1億2千万余りの人の住むこの国でどれだけの影響があるのか、と疑問をもっているかもしれません。ここで、あなたの1票の持つ力について、角度を変えて考えてみましょう。

■ (2014年衆議院議員総選挙で) どのような問題を考慮しましたか？

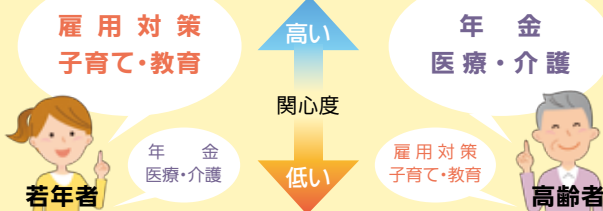


■ 一人一人の思いは違います

たとえば、左のグラフを見てみましょう。これは、2014年の衆議院議員総選挙の際に、有権者が投票するときに考慮した社会問題の割合を示したものです。横(X)軸に20代~30代の、縦(Y)軸に60歳以上の有権者をとっています。右上に斜めに引かれた線。これは、お互いの年代が同じ問題と同じ割合で考慮していることを示しています。つまり、この線から離れば離れるほど、それぞれの世代の関心にギャップがあることになります。

■ グラフから読み取れること

20代~30代は、「雇用対策」と「子育て・教育」に関心が高い一方、「年金」や「医療・介護」の問題は強く意識していません。



60歳以上の人は「年金」や「医療・介護」への関心が高い一方、20代~30代が関心の高い「雇用対策」や「子育て・教育」には関心が向いていません。

■ もしあなたが投票に行かなければ

雇用対策、子育て・教育、年金、医療・介護…。

いずれの社会問題も、昨今の日本にとって軽んじることのできない重要な課題であることは間違いありません。この中で、各世代の抱える問題をバランスよく解決することが、日本の未来に不可欠だということです。

そのなかで、「わたしは、この社会の問題は、〇〇だと思っている。解決に一番の優先順位を付けてほしい」と、自分の声を届ける一番の近道こそ「選挙で一票を投じる」ことなのです。

もし、特定の世代(若者)が投票に行かなければ、どうなってしまうでしょうか。

多数の票を投じた世代(例えば高齢者)が注目する課題の解決に、候補者や代表者の関心が向いてしまいます(「シルバーデモクラシー」ともいわれています。)

なぜでしょうか?理由は簡単です。

有権者の関心の高い課題を解決しなければ「選挙に当選できないから」です。自分に票を投じてくれた有権者の声に重きを置くのは、候補者にとって、自然の流れです。

ですから、あなたの世代の声を確実に政治家に届けるためにも、選挙に参加することは、大変重要なことなのです。

■ あなたの思いを、未来のやまなしへ。

昨年法律改正により、【18歳選挙権】が導入されました。

18歳を迎える皆さんには、「一票を通じて、自分の声を政治に届ける」という、未来に向けた新しい切符が渡されたのです。

皆さんのような若い世代の声を直接政治に反映させるために選挙権年齢が引き下げられたのは、実に70年ぶりのことです。

これからの皆さんには、選挙の度に、「よりよい社会をつくるため」の舵取りをする権利を手に入れます。

「どんな地域で、自分はより活躍できるだろうか」

「どんな国だったら、より暮らしやすいだろうか」

「どんな社会だったら、より自分らしく生活できるだろうか」

あなたの理想とする将来の自分に近づくために、選挙を、一票を通じて、自分を取り巻く社会のあるべき姿に、思いを馳せてみませんか。

あなたの投じた一票が、あなたと山梨、ひいては、日本の未来をつくる。

これこそが、今回からあなたに与えられた大切な権利なのです。

誰かの選んだ社会ではなく、自分の選んだ社会で生きることができる。あなたの一票には、そんな力が秘められています。

ぜひあなたのアイデアで満ち溢れた未来の社会を、あなたの一票で築いていきましょう!

ちなみに

シルバーデモクラシーって?

シルバーとは和製英語で、「高齢者の」という意味。「デモクラシー」は民主主義。直訳すると、高齢者の(ための)民主主義という意味になります。シルバー民主主義に正式な定義はありませんが、一般的に「有権者の中で、若年層に比べて高齢者層が占める割合が高く、必要以上に高齢者層に有利な政治が行われてしまう状態」をいいます。若年層が投票に行かないことも、原因のひとつとされています。

Checklist 答え合わせ

- 01 Yes ○ 期日前投票制度といえます(p10)
- 02 No × 身分証明書を持っていけば、投票できます(p9)
- 03 Yes ○ 選挙区選挙・比例代表選挙の2回投票します(p13)
- 04 No × ほんの数分程度です(p9)
- 05 No × 原則として自分が属する投票区の投票所で投票します(p9)
- 06 No × できない(p11~12)
- 07 No × できない(p11~12)
- 08 No × 選挙運動ができるのは投票日の前日まで(p11~12)
- 09 Yes ○ できる(その場合、書き込み1つ1つに連絡先情報を表示する必要がある)(p11~12)
- 010 No × できない(p11~12)